平成２６年（フ）第２１号
長崎県諫早市貝津町2213番地３　ハイツ古川102号、住民票上の住所長崎県長崎市西海町1753番地６
債務者　榎本　　晋
1　決定年月日時　平成26年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
北海道小樽市赤岩２丁目15番２号
債務者　山田　敏晴
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１０４号
仙台市若林区今泉１丁目17番60―１号
債務者　阿部　静江
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４５号
茨城県常陸太田市山下町3968番地の３　コーポ西山102
債務者　猿田かんな（旧姓照沼）
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第５４号
茨城県常陸大宮市野上210番地
債務者　後藤　政博
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第９号
茨城県北茨城市関南町神岡上619番地４　市営神岡団地６棟302号
債務者　瓦吹　幸枝（旧姓小室）
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１２５号
滋賀県蒲生郡日野町大字山本767番地63　コーポ湖南102号、前住所滋賀県蒲生郡日野町松尾５丁目14番地　ハイツ大沢Ｉ棟201号
債務者　深尾　弘樹
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第２０８号
京都市南区東九条河西町25番地１　イルニードミラ205
債務者　大関　良亜
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１８号
堺市南区土佐屋台1593番地４
債務者　中地　　徹
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８２号
堺市北区新金岡町２丁４番７―303号
債務者　平野　理絵
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１３１号
堺市南区桃山台１丁３番10―601号
債務者　美容室Ｐｉｅｔａｎｓこと　則末千鶴子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１３４号
堺市南区檜尾168番地
債務者　野木井敬子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１４８号
大阪府河内長野市長野町６番19―904号
債務者　桒原　通昭
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１６２号
堺市西区草部879番地３
債務者　神明　圭一
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
兵庫県姫路市下手野２丁目８番３号
債務者　大塩　昭彦
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第７０９号
広島市安芸区瀬野西１丁目34―９　中本孝幸方、申立時の住所広島県安芸郡海田町稲荷町７番33号
債務者　堀　　知子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８７号
広島市安佐南区長束３丁目34番４―201号
債務者　脇　　宏子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
広島地方裁判所民事第４部